

川西市地域福祉計画(案)に係る意見提出手続結果

- 1 意見募集期間 : 平成24年12月22日(土)~平成25年1月20日(日)
- 2 意見提出人数 : 1人
- 3 意見提出件数 : 5件
- 4 提出意見については別紙のとおりです。
お寄せいただいた意見は、それぞれの項目に分類し記載しています。
ただし、個人等が特定される箇所や内容が募集対象に合致しない意見については、記載していません。
5 意見提出者の氏名については、個人が特定されないよう、アルファベット表記に変えて備考欄に記載しています。
6 参考として、意見募集時の案を添付しています。

意見番号	意見の分類 (該当の章など)	意見の内容	市の検討結果	備考
1	第4章 基本目標1 1. 地域福祉を支える市民のネットワーク活動 (2) 地域福祉拠点の整備 (案31～33ページ)	地域福祉拠点は、一地区に複数設定ということの良いのですか？	市では、一地区に地域福祉拠点の複数設定を可能としております。現在、市内14地区の福祉委員会区域ごとに地域福祉拠点を設置していただいておりますが、区域の広さや地勢の違いなどにより、複数の拠点で活動されている福祉委員会があります。	A-1
2	第4章 基本目標1 1. 地域福祉を支える市民のネットワーク活動 (3) 地域による福祉コミュニティ活動の展開 (案34ページ) 第4章 基本目標2 1. 災害時要援護者支援の取り組み (案46ページ)	災害時要援護者支援は、災害発生後の避難所や仮設住宅と違った場所での、地域支援が阪神淡路大震災の際も力を発揮しました。福祉避難所などでの、地域支援の大切さを過去の経験上ぜひ加えておく必要がありませんか？	ご意見を参考に、34ページの④市民参加による防災・防犯体制の整備の上から三つめの項目において、「平成7年の阪神淡路大震災の際にも災害発生後の避難所や仮設住宅などでの地域支援活動が力を発揮しました。」を冒頭に追記します。	A-2
3	第4章 基本目標1 2. 地域福祉力の育成 (1) 福祉人材の育成 (案35ページ)	社会福祉協議会が公民館等と連携しながら、ふれあいプラザが、市が設置したボランティア育成の拠点です。ボランティア育成の文言を挿入すべきと思っております。(ボランティアを中心に公民館等で、、、)	ご意見を参考に、35ページの(1)福祉人材の育成の1行目を「福祉人材の確保と育成が大きな課題となっております。ふれあいプラザのボランティアフロアでの育成を中心に、社会福祉協議会(地区福祉委員会)が公民館等と…」に修正します。	A-3
4	第4章 基本目標2 1. 地域を中心としたケアシステムづくり (2) 総合的な相談体制づくり (案36ページ)	下から2行分、相談ができて体制として(中略)事業PRに努めます。を、事業PRに努めるとともに、幅狭した相談の連携と相互支援を強化します。にすれば総合相談体制により言及することになると思います。	ご意見を参考に、36ページの(2)総合的な相談体制づくりの二つめの項目の最後の行を「事業PRに努めるとともに、関連する相談の連携と相互支援を強化します」に修正します。	A-4
5	第4章 基本目標3 1. 福祉サービス利用者の権利擁護 (1) 利用者の自立支援の強化 (案48ページ)	① 苦情処理システムの確立 各事業所において苦情処理のシステムは確立されてきたとで思われますので、「苦情処理システムの確立」という項目でよいのでしょうか。	ご意見を踏まえ、48ページの①苦情処理システムの確立を、①苦情処理システムの普及に修正し、二つの項目を次のように修正します。 ○利用者の苦情を解決し、サービスの質の確保と向上を図り、市民が安全で安心なサービス提供が受けられるよう、苦情処理システムの普及に努めます。 ○兵庫県社会福祉協議会の運営適正化委員会との連携を図ります。	A-5